

公益財団法人札幌法律援護基金 特定資産取扱規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人札幌法律援護基金（以下「この法人」という。）の特定資産の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、特定資産とは、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約の存在する以下の資産をいう。

- (1) 事業安定化資産 この法人が公益目的事業のために保有する資産で、運用の結果生じる利息等の果実を公益目的事業に充当するもの
- (2) 事業実施資産 寄付等により受け入れた財産で、寄付者の定めた使途に充当するため保有している資金

第2章 事業安定化資産

(事業安定化資産の保有)

第3条 この法人は、事業安定化資産を保有することができる。

(事業安定化資産の保有に係わる理事会承認手続)

第4条 この法人が、事業安定化資産を保有しようとするときは、理事長は、積立額及びその理由を理事会に提示し、その承認を得なければならない。

(事業安定化資産の管理・取崩し等)

第5条 事業安定化資産は、貸借対照表及び財産目録上、特定資産として、他の資金と明確に区分して管理する。

- 2 事業安定化資産は、原則として取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、取り崩しを行う場合には、理事長は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。

第3章 事業実施資産

(事業実施資産の保有)

第6条 この法人は、事業実施資産を保有することができる。

- 2 事業実施資産は、寄付等により受け入れた財産で、寄付者が、この法人の公益目的事業の事業費として計上される支出に充当することを指定した資金であり指定正味財産に区分される。

(事業実施資産の管理・取崩し等)

第7条 事業実施資産は、貸借対照表及び財産目録上、特定資産として、他の資金と明確

に区分して管理する。

- 2 事業実施資産は、公益目的事業の事業費として計上される支出に充当する場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、取り崩しを行う場合には、理事長は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。

附 則

この規則は平成25年3月22日より施行する。(平成25年3月22日理事会議決)